

平成30年12月22日

浅川清流環境組合

## 組合が定める公害防止基準と運營業務受託者が定める運転管理上の自主基準

## 1. 組合が定める公害防止基準

表1 排ガス基準

項目	ばいじん g/m <sup>3</sup> N	塩化水素 ppm	窒素酸化物 ppm	硫黄酸化物 ppm	ダスト類 ngTEQ/m <sup>3</sup> N	水銀 mg/m <sup>3</sup> N
基準値	0.005 以下	10 以下	20 以下	10 以下	0.01 以下	0.05 以下

※基準値は乾きガス酸素濃度 12%換算値

※法改正により水銀の単位は mg/m<sup>3</sup>N から μg/m<sup>3</sup>N となった。(例: 0.05mg/m<sup>3</sup>N ⇒ 50μg/m<sup>3</sup>N)

表2 下水排除基準

項目	基準
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/ℓ 以下
シアン化合物	1 mg/ℓ 以下
有機燐化合物	1 mg/ℓ 以下
鉛及びその化合物	0.1 mg/ℓ 以下
六価クロム化合物	0.5 mg/ℓ 以下
砒素及びその化合物	0.1 mg/ℓ 以下
水銀、アシル水銀及びその他の水銀化合物	0.005 mg/ℓ 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/ℓ 以下
トリクロロエチレン	0.1 mg/ℓ 以下
テトラクロロエチレン	0.1 mg/ℓ 以下
ジクロロメタン	0.2 mg/ℓ 以下
四塩化炭素	0.02 mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/ℓ 以下
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/ℓ 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/ℓ 以下
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/ℓ 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/ℓ 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/ℓ 以下
チウラム	0.06mg/ℓ 以下
シマジン	0.03mg/ℓ 以下
チオベンカルブ	0.2 mg/ℓ 以下
ベンゼン	0.1mg/ℓ 以下
セレン及びその化合物	0.1 mg/ℓ 以下

ほう素及びその化合物	10 mg/ℓ 以下
ふっ素及びその化合物	8 mg/ℓ 以下
1,4-ジオキサン	0.5 mg/ℓ 以下
クロム及びその化合物	2 mg/ℓ 以下
銅及びその化合物	3 mg/ℓ 以下
亜鉛及びその化合物	2 mg/ℓ 以下
フェノール類	5 mg/ℓ 以下
鉄及びその化合物（溶解性）	10 mg/ℓ 以下
マンガン及びその化合物（溶解性）	10 mg/ℓ 以下
浮遊物質 量 ※	600 mg/ℓ 未満
ノルマルヘキサン抽出物質（鉱油類） ※	5 mg/ℓ 以下
ノルマルヘキサン抽出物質（動植物油脂類） ※	30 mg/ℓ 以下
窒素含有量 ※	120 mg/ℓ 未満
燐含有量 ※	16 mg/ℓ 未満
沃素消費量	220 mg/ℓ 未満
水素イオン濃度（PH）	5 を超え 9 未満
温度	45 °C未満
生物化学的酸素要求量（BOD） ※	600 mg/ℓ 未満
ダイオキシン類	10 pg-TEQ/ℓ 以下

※平均排水量 50 m<sup>3</sup>/日未満の場合は、生物化学的酸素要求量、浮遊物質、ノルマルヘキサン抽出物質（鉱油類、動植物油脂類）、窒素含有量、燐含有量の基準は適用外。

表 3 騒音基準

区域の区分		時間の区分			
区 分	該当地域	朝	昼	夕	夜
		第 2 種区域	第 1 特別地域 (敷地南東側)	午前 6 時から 午前 8 時まで	午前 8 時から 午後 7 時まで
区 分	該当地域	朝	昼	夕	夜
		午前 6 時から 午前 8 時まで	午前 8 時から 午後 8 時まで	午後 8 時から 午後 11 時まで	午後 11 時から 午前 6 時まで
第 3 種区域	準工業地域 (南東側を除く)	55dB 以下	60dB 以下	55dB 以下	50dB 以下

※敷地境界での基準

※第 1 特別地域は、準工業地域であって、第 1 種低層住居専用地域と接している敷地東側周囲 30 メートル以内の範囲。

表4 振動基準

区域の区分		時間の区分	
区分	該当地域	昼	夜
		午前 8 時から午後 7 時まで	午後 7 時から翌日の午前 8 時まで
第 2 種区域	準工業地域	65 dB 以下	60 dB 以下

表5 悪臭基準

区分	敷地境界	煙突等気体排出口					排水
		排出口の実高さが 15m 未満			排出口の実高さが 15m 以上		
		排出口の口径が 0.6m 未満	排出口の口径が 0.6m 以上 0.9m 未満	排出口の口径が 0.9m 以上	排出口の実高さが 周辺最大建物高さの 2.5 倍未満	排出口の実高さが 周辺最大建物高さの 2.5 倍以上	
第 2 種区域	臭気指数 12	臭気指数 33	臭気指数 27	臭気指数 24	qt=436×H <sub>0</sub> <sup>2</sup>	qt=566/Fmax	臭気指数 28

※qt：排出ガスの臭気排出強度（単位 m<sup>3</sup> N/min）をいい、次の式で表される。

$$qt = (\text{臭気濃度}) \times (\text{乾き排出ガス量})$$

H<sub>0</sub>：排出口の実高さ（単位 m）

Fmax：単位臭気排出強度に対する地上臭気濃度の敷地外における最大値（単位 s/m<sup>3</sup>N）

## 2. 運營業務受託者が定める運転管理上の自主基準

表6 排ガスの各種基準

項目	ばいじん g/m <sup>3</sup> N	塩化水素 ppm	窒素酸化物 ppm	硫黄酸化物 ppm	ダイオキシン類 ngTEQ/m <sup>3</sup> N	水銀 mg/m <sup>3</sup> N
国の基準値	0.04 以下	430 以下	250 以下	1,590 以下	0.1 以下	設定なし
公害防止基準値	0.005 以下	10 以下	20 以下	10 以下	0.01 以下	0.05 以下
運転管理値	-	6 以下	10 以下	6 以下	-	-

※法改正により水銀の単位は mg/m<sup>3</sup> N から μg/m<sup>3</sup> N となった。（例：0.05mg/m<sup>3</sup> N ⇒ 50 μg/m<sup>3</sup> N）